

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年12月28日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン制御装置の電気式圧力調整装置において、「位置検出異常」の表示灯点灯が認められたため、当該装置を点検・修理	C	
2	1号機	メタクラ（高圧配電用遮断機1B-1）投入操作後の投入バネ蓄勢動作において、蓄勢用モータの停止動作に不良が認められたため、対応検討	D	
3	3号機	廃棄物処理系使用済樹脂貯蔵タンク空気攪拌弁の点検時、開閉表示用リミットスイッチに動作不良（開側レバー動作不能）が認められたため、当該リミットスイッチを交換	D	
4	3号機	廃棄物処理建屋換気空調系排気サンプリング流量計において、指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該流量計及びサンプリングシステムを点検・修理	D	
5	5号機	原子炉建屋1階北側所内蒸気凝縮系配管において、凝縮水のリーク（連続滴下）が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
6	5号機	ほう酸水注入ポンプ（A）脇のドレンファンネルにおいて、ファンネル内に結晶の析出が認められたため、当該ファンネルを点検・清掃	D	
7	5号機	原子炉建屋5階建屋外壁ブローアウト扉下部において、表面上にひび割れ等の劣化が認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	5号機	主発電機密封油装置の差圧警報試験時、差圧スイッチの設定値不良（ドリフト）が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
9	5号機	ほう酸水注入ポンプ（B）脇のドレンファンネルにおいて、ファンネル内に結晶の析出が認められたため、当該ファンネルを点検・清掃	D	
10	6号機	廃棄物処理系放出流量調整弁用調節器の点検時、計器精度に外れが認められたため、当該調節器を修理	D	
11	6号機	非常用ディーゼル発電機（6B）凍結防止ヒータ分電盤において、絶縁抵抗値の低下（3箇所）が認められたため、当該ヒータを点検・修理	D	
12	6号機	非常用ディーゼル発電機（6B）補機冷却系空気冷却器において、風量調整ダンパの駆動用空気計装部品に腐食（計12台）が認められたため、当該部を補修塗装	D	
13	6号機	給水系溶存酸素・水素濃度記録計において、水素濃度計指示値に手分析値との相違が認められたため、当該検出回路を点検・修理	D	
14	6号機	非常用ディーゼル発電機（6B）建屋大物搬入口脇の消火系配管において、配管貫通孔のラバーブーツより雨水の浸入（にじみ程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
15	その他	共用所内ボイラ電源回路保護装置の地絡継電器整定確認時、起動変圧器中性点接地抵抗装置の仕様間違いにより、保護継電器制御装置運用マニュアルに定める値に地絡保護継電器を設定出来ない事象が認められたため、対応検討	B	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・ 原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・ 人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで